

# 小平市議会定例会一般質問通告書

質問の方式 一問一答方式

質問件名 子どもが利用する公共施設における受動喫煙防止対策について

## 【質問要旨】

健康増進法第 25 条の規定において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とあります。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されています。

たばこ喫煙による健康被害については「こだいら健康増進プラン」でも「がんや循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む呼吸器疾患、糖尿病、歯周病など、さまざまな生活習慣病のリスクになります」と書かれています。また喫煙者本人よりもたばこのフィルターを通さず直接煙（副流煙）を吸わされてしまう受動喫煙の方が有害物質の濃度が高いとの報告もあります。

特に、妊婦や体の小さい子どもへの影響はたとえ少量のたばこの煙であっても大きいものと考えられます。

受動喫煙防止対策については、厚生労働省より数度にわたり通知が出ていますが、その都度妊婦や子どもについて触れられています。通知では「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされ、喫煙可能区域を設定した場合であっても「未成年者や妊婦が立ち入ることがないように措置を講ずる必要がある」としています。

小平市では多くの保育園を建設し子育て世代の人口が微増となっていますが、さらに子どもの育ちを応援し次世代の子どもたちの健康を第一に考え子どもたちがのびやかに育っていけるまちとなるよう以下の質問をします。

- ① たばこによる健康被害の影響について市としての見解は。特に子どもや妊婦へどのような影響をおよぼすと考えていますか。
- ② 厚生労働省からの通知にある公共的な空間での受動喫煙防止対策について小平市ではどのような取り組みを行っていますか。
- ③ 受動喫煙防止対策について公園、道路、施設管理、健康面など多岐にわたる管轄がありますが、庁内の連携はとっていますか。
- ④ 小平市の公共施設での禁煙、分煙の施設ごとの現状についてお示してください。
- ⑤ 子ども達の利用頻度の高い公共施設（児童館やこども広場のある地域センター）や乳幼児健康診査を行う健康センターでは喫煙スペースを設けていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2017 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山崎 とも子

受付番号【           】

27	26	25	24

-(        /        )